

# 令和6年度山形県環境審議会 第1回環境計画管理部会 議事録

## 1 日 時

令和6年12月26日（木） 午前10時～午前11時50分

## 2 場 所

Web会議

## 3 出席者等（敬称略）

### (1) 出席委員及び特別委員

今村 哲史 大場 宏利 門脇 彩花 國方 敬司 鈴木 雅史  
内藤いづみ 堀川 敬子 本間 佳子 三浦 秀一  
谷尻智恵子（東北経済産業局長代理）  
藤田 宏志（東北地方環境事務所長代理）

### (2) 欠席委員及び特別委員

鈴木 早苗 鈴木 瑠奈

### (3) 県・事務局

環境エネルギー部

環境企画課長	吉田 正幸
環境企画課 課長補佐（企画調整担当）	結城 亮平
環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室 室長補佐	前田 剛
環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室 カarbonニュートラル・GX戦略主査	矢作 拓也
エネルギー政策推進課長	榎 裕一
水大気環境課長	笹淵 健市
みどり自然課 課長補佐（総括・自然公園保全利用担当）	鈴木 慎一

## 4 会議の概要

### (1) 開 会

### (2) 挨拶

環境企画課長	<p>おはようございます。</p> <p>本日、國方部会長はじめ委員の皆様には、年末のお忙しい中、環境審議会環境計画管理部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、本県の環境行政全般につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、今年7月に最上地域や庄内地域を中心に甚大な被害をもたらした豪雨災害をはじめ、近年は、地球温暖化の影響と考えられる異常気象や自然災害が頻発化・激甚化しております。</p> <p>その対策は、まさに待ったなしの状況と言えまして、皆様御案内のとおり、県でもカーボンニュートラルに向けた各種施策に鋭意取り組んでいるところであり、この9月には、県のエネルギー戦略について、開発目標の上方修正等の見直しを行い、再エネの更なる導入拡大を推進していくこと</p>
--------	---

<p>國方部会長</p>	<p>としたところです。</p> <p>一方で、再エネの導入にあたりましては、全国的に、地域住民との合意形成が不十分なまま事業に着手するケースや、自然環境等への配慮が不十分なケースも一部に見られることから、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する「地域共生型」の再エネ導入の推進が求められております。</p> <p>こうした中、県では、詳しくは後ほど御説明させていただきますが、諸般の状況に鑑み、地域との共生が図られた再エネ導入の一層の推進につなげるため、このたび、県の環境計画の改定について、具体的には、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域の設定に関する県の基準を策定し、環境計画の中に盛り込むことについて、環境審議会に諮問させていただいたところです。</p> <p>つきましては、本部会において、この諮問案件について、本日を含め年度内に3回程度の御審議をお願いし、答申をお取りまとめいただければと考えております。委員の皆様には、幅広い見地から、忌憚のない御意見、御提言を頂戴できればと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>おはようございます。</p> <p>当部会では、本県環境行政のマスタープランである「山形県環境計画」、及びごみゼロやまがたの実現に向けた「山形県循環型社会形成推進計画」の策定・改定について審議するとともに、各計画の進捗管理を行うこととなっております。</p> <p>先ほど課長からの挨拶にもありましたとおり、今年度は、例年行っている計画の進捗管理に加えまして、再エネ促進区域の設定に関する県基準の策定に伴う環境計画の改定について、御審議いただくこととなっております。</p> <p>この県基準の策定は、自然環境等との調和を確保した地域共生型の再エネ導入につなげるためのものと伺っております。</p> <p>本日も含め、当部会を年度末までに3回程度開催し、適切な県基準を取りまとめいただきたいと考えておりますので、委員の皆様からは、専門的な知見や経験を踏まえて、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
--------------	---

(3) 議事録署名人の指名について

<p>國方部会長</p>	<p>山形県環境審議会運営規則第7条の規定により「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する。」とされております。つきましては、私以外の議事録署名人として、今村哲史委員及び大場宏利委員を指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
--------------	--

(4) 第4次山形県環境計画の改定について

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する県基準の策定)

國方部会長	<p>諮問書の写しが配付されておりますが、山形県知事から「第4次山形県環境計画の改定について」、山形県環境審議会に意見を求める諮問がありましたので、当部会で審議いたします。</p> <p>具体的な内容としては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する県基準の策定についての審議となります。</p> <p>本日は、県基準の概要及び素案について、事務局から一括で説明いただいた後に、委員の皆様から御質問、御意見をいただくこととしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料1～5により説明)
國方部会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から御説明いただきました。これらに関して、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>この年末のお忙しい中、御出席いただいておりますので、委員の皆さん全員に御発言いただければと思っております。回答時間も含めて残り時間を考えますと、2分程度で話をまとめていただければと思っております。</p> <p>それでは私から名簿順に指名しますので、よろしくお願いいいたします。では、最初に今村委員お願いいいたします。</p>
今村委員	<p>基本的には問題ないと思っております。</p> <p>今回は、再エネの促進区域の設定に関してということですが、再エネを推進していただくことは問題ないと思っておりますし、一方で保護しなければいけない地域に関しては、いくつもポイントがありましたけれども、鳥獣保護や文化など、そういうものは当然として、それらの他に、やはり一番大事にしてほしいのは土地の安定性で、二次的な自然災害が引き起こされることがないように、そこに一切影響を与えないということが保障されれば私は良いと思っております。</p> <p>それと、市町村が促進区域を設定するにあたっては、相当数の項目に従って調査していくこととなりますけれども、その順番も重み付けをして、順番を決めてやっていただければ結構かと思っております。私からは以上です。基本的には賛成です。</p>
國方部会長	ありがとうございます。それでは大場委員お願いいいたします。
大場委員	私も特に質問はなく、賛成となります。市町村が促進区域等の設定をすることになっておりますが、市町村あるいは県において、そういった事業がうまく進むようにしていただければと思っております。
國方部会長	ありがとうございます。それでは門脇委員お願いいいたします。
門脇委員	私からも質問は特にありません。再エネを促進するにあたって、自然や

文化、景観なども考慮しなければならないということで、詳細に項目を設定されており、守らなければいけないところと再エネを進めなければいけないところの両方の面でしっかり考えられているのかなという点で、県にとっても市町村にとっても良いのかなと思っています。

國方部会長

ありがとうございます。それでは鈴木雅史委員お願いいたします。

鈴木(雅)委員

全体的な考え方に関しては、私も異論はございません。補足でいくつか質問させていただければと考えております。

今回の取組みですが、日本の中では山形は比較的遅いのでしょうかね。既に基準を策定しているのが29道府県、東北でも山形と青森を除く4県がもう策定しているということです。若干遅れているのかなと。今回の件に直接関係ないかもしれませんが、例えば脱炭素先行地域、国が旗を振っているものでも、本県の採択はまだゼロであると。山形の取組みが比較的遅いということに対して、どう分析していらっしゃるのかをまず一点お聞きしたいと思います。

それから今回の基準について、今までの具体例に即して考えるとどうなるのか分からないところでありまして。例えば風力発電に関して、事業化を検討、計画していたものが結局中止になった事例があったわけですが、今回の基準に照らすと、こういった事業はそもそもできない形になるのかどうか、その辺も教えていただければと思います。以上です。

國方部会長

ありがとうございます。では、県からよろしくお願いいたします。

事務局（環境  
企画課長）

まず1点目について、本県の取組みが他県に比べて遅いのではないかとありますが、地域共生型の再エネ導入に向けた取組みという点につきましては、本県では先に再エネ条例を制定し、一定規模以上の再エネ事業については認定制として必要な手続きを規定することで、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を図っていくということで進めてきたところでございます。そうした観点でそこはしっかり進めさせていただいており、今回さらに再エネ促進区域の県基準を設けることで、市町村の促進区域の設定を促し、先ほど冒頭で御説明させていただいたとおり、再エネ条例の運用と温対法の再エネ促進区域の制度の活用という2本柱で、今後さらに再エネ導入を促進していければと考えているところでございます。

2点目について、今回の県基準に照らすと、中止になった事例の事業はそもそもできない形になるのかということですが、今回の県基準につきましては、あくまでも市町村が促進区域を設定するにあたっての基準となります。この県基準において除外区域を設定することになりますが、再エネ事業そのものをその区域でできないように除外するというのではなく、市町村が促進区域として定めることがふさわしくない区域を、除外区域として県の基準で設定するという形になります。逆に言うと、市町村が定める促進区域ではないところで、事業者が何らかの事業をすることは可能ではあります。ただし、促進区域で実施する場合のような優遇措置は受けられな

いこととなります。委員のお話にあった、過去に問題となったような区域を、市町村の促進区域として設定するかどうかは、県基準に沿って、市町村が判断することになると御理解いただければと思います。なお、もちろん再エネ促進区域の運用とあわせて、県再エネ条例でも自然環境との調和を確保した再エネ導入に向け運用しておりますので、そこは、双方で網をかけながら進めていくという形で考えております。

國方部会長

私から補足といいますか、考えたのは、要するに県として、これは促進区域に入れてはならないというところをまずは決めて、あとは考慮対象事項について、市町村の方で地域の事情に合わせて、このところも促進地域には入れない方がよいということをきちんと定めていけば、促進地域は非常に狭くなっていくと。ですから、県としてはあまり最初から全部を駄目だとするのはではなく、それぞれの市町村がさらにもっと厳しく制限できるようにしていると考えてよろしいですね。

事務局（環境  
企画課長）

結構でございます。

國方部会長

鈴木委員よろしいでしょうか。

鈴木雅史委員

わかりました。

國方部会長

それでは内藤委員お願いいたします。

内藤委員

私からは、全体に関わる問題と個別の問題と分けてお話させていただきます。

まず全体に関わる問題としましては、国や他県では考慮とされている事項に関しても山形では除外とされていることや、また考慮対象を適用する対象規模に関して制限がないというところで、県民としては非常に心強く拝見していたところです。

あと書き方の問題ですが、環境計画に合わせて大気、水、土壌、その他騒音や反射光などの流れで書いていただけると、すんなり表を読みやすいのではないかと思います。極めてバラバラな印象を受けます。

また、考慮対象事項の表の「対象施設」の空欄について、除外区域であるから空欄なのか、あるいは想定できないから空欄なのかが分かりにくい印象を受けます。例えば、森林に関しては太陽光は除外区域、バードストライクの問題に関しては、風力以外は想定できないからというような感じで書かれているため、その辺り明確に除外のところは除外と記載してもよいのではないかと思います。

個別な問題としましては、水資源保全条例に基づく保全地域の指定は、現在、県内全ての市町村が行っているわけではないため、この後どのように対応するかという検討が必要と思います。

また、資料5のP5及びP8の悪臭や騒音に関しましては、県民生活にダイレクトに関わる問題なので、必要に応じて環境モニタリング調査を実

施してもよいのではないかとこの感じもいたします。

それからP11の「主要な人と自然の触れ合いの活動の場への影響」について、他のところの部分では、極力避けるという記述があったあとに、できれば改変面積を少なくするとなっているのですが、その事項に関してはいきなり改変面積を少なくすると記載されている理由は、どうでしょう。県民生活と非常に関わりがあるところですので、そのあたり検討されてもよいかと思えます。

大体そのぐらいですが、その他、今後、安全性の問題をどうするかということに関して不安があります。ここに記載のある大気汚染や悪臭対策といったことに関しては、住宅地との距離などで図れる安全性の確保だと思えますが、バイオマス発電所の事故などを考えますと、そうした個別の対策だけではとどまらず、今後促進地域が増えていくことによって、建設などに伴い、事故などの危険性は増えてくるので、安全性をどのような形で担保していくのかということはこの計画でどのように位置づけする、あるいはこの計画を運用するにあたってどういうふうに使っていくかなど、少し御検討いただいてもよいかと思えます。以上となります。

國方部会長

ありがとうございます。特に質問ということではないのですが、非常に積極的な指摘がありましたので、県にはぜひ御検討いただければと思います。特に今の時点で事務局の方で何か御発言されることはありますか。それとも、持ち帰って御検討ということによろしいですかね。

事務局（環境  
企画課長）

検討させていただきます。

國方部会長

それでは、堀川委員お願いいたします。

堀川委員

資料1の真ん中に状況変化ということで、県内におけるエネルギー戦略の見直しについて記載されておりますけれども、当初の開発目標が101万kW、今現状は72万kW、それを倍以上の153万kWに増やすということを新たな目標として掲げた上で、これを進めていくというのはよく分かるのですが、逆に現状の把握を私達がしていかなければ難しいのかなと。

例えば、現在、どの地区で再エネに取り組んでいる市町村があり、全く取り組んでいないところはどこか？ですとか、今回の県基準ができたとしても、地域によっては、そういったことができにくいところとそうではないところに分かれると思います。そのあたりをきちんと明確化しないとなかなか進めにくいのではないかと思います。

また、市町村における負担が大きい、ノウハウ不足という話がありましたが、具体的に何のノウハウなのか？地球温暖化に関する情報というのも一般市民の方々に本当にまだまだ理解されていないことが多く、現状把握ということをも市民レベルでしていかないと、これを進める上では、行政がいくら働きかけても難しいのではないかと思います。話を聞いておりました。

行政の方々も担当者は数年で異動されますが、目標設定、計画、立案とその実施をする上では、もっと長いサイトを担当すべきではないかなと思

ます。例えば、ゼロカーボンに向けて2030年までの間、6年間はそこに常駐していただく。そういったことをしていかないと、やはり数年で異動される今の行政のやり方では、解決策には繋がっていかないのではないかと考えております。ぜひ御検討ください。

國方部会長

ありがとうございました。この点についてもぜひ事務局には検討を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。  
本間委員お願いいたします。

本間委員

全体として、非常に詳細に慎重にネガティブゾーニングをする趣旨であるということはよく分かりまして、特に反対意見を述べるものではありません。概ね理由がよく理解できる場所だと思いました。

ただ少し心配というか、疑問に思いましたことは、資料3の参考資料として、取扱注意ということで委員限りで地図を示していただきましたが、この資料を見なければ、私は現実的にはどうなのだろうということが正直言って全く分からなかつただろうと思います。この資料3の参考資料と一緒に見て、山形県内で除外区域になるのはこの辺りなのだろうということがようやく具体的に少し理解できるという、私自身はそういう状態です。市町村において、この県基準をもとに再エネ促進区域を定める場合、このような地図が提供されなければ、具体的にどこが促進区域として設定可能な地域なのかということが分からないのではないかと考えていますので、こういう地図は、市町村の担当者には当然、共有されるのだろうということが、質問の一点です。

もう一点は決して反対する趣旨ではないのですが、資料3参考の図9を見ると、地域森林計画対象森林ということで、先ほどの説明では、県基準における除外対象地域を示していると理解したのですが、相当広範囲に青色がついているので、この地図だけ見ても、それからその前の多くの地図を全部重ねてみると、除外されない、再エネの促進区域になりうる地域が極めて少ししかないという感じがします。逆にすごく特定されるといいますか、ここしかないのではというような、市町村によっては、うちの市町村にはないですねという感じになるような気がします。それは決して悪いことではないのだろうと、基準としてこうするべきと考えたものを当てはめてみたら、ほとんど促進すべき地域がないというのはいりうる話で、それはそれで良いことだと思うのですが、一方で先ほど堀川委員がおっしゃったように、県のエネルギーの開発目標を上方修正している関係で大丈夫なのか、あるいは逆に特定されてしまう、ここしかないと非常に限られた形が出てきたときに、その地域の人たちから大きな反発が出ないだろうか、何か見落としがあつてそこだけが白くなっていることはないだろうかというのが少し心配になりましたので、その辺はどのようにお考えか伺いたしたいと思います。

國方部会長

ありがとうございます。それでは事務局の方から御説明いただければと思います。

事務局（環境  
企画課長）

二点御質問いただきました。まず一点目につきまして、資料3の参考資料の図でございますが、この情報につきましては市町村ともしっかりと共有させていただくことで考えております。今回お示ししているものについては、皆様にイメージしていただきやすいように、実際にはもっと精緻なマップでゾーニングされているようなものを、私どもの方で分かりやすいように全県地図に落とすなど様々加工しまして、お示ししているものでございます。そういった意味で、一般に公表している資料そのものではないことから、お手元でのお取扱いとしていただければと考えていたところで、中身につきましては、むしろ詳細な情報等を含めまして県・市町村で共有の上、市町村で促進区域を設定していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。また、こちらとしても公表できるものについてはしっかり公表してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

二点目ですが、図9を見ると相当青色がついており、市町村によってはほとんど白地がないところもあります。今回の除外区域の考え方につきまして、開発に様々な制限がかかっているようなところは、再エネ事業そのものの実施を必ずしも一律否定するものではございませんが、ただ促進区域として設定する場合は、様々な保護する対象などがある中で、促進区域にはなじまないことから除外区域とする、ざっくり言うと、そうした考え方について今回の素案をお示しさせていただいておりますので、御理解いただければと思っております。

國方部会長

私から補足いたしますと、例えばこの図9について言えば、太陽光発電についてのみのことですね。

事務局（環境  
企画課長）

はい。図9につきましては、あくまでも太陽光発電についてのみの除外区域ということで考えておりますので、併せて御理解いただければと思います。

國方部会長

本間委員よろしいでしょうか。

本間委員

はい。ありがとうございます。

國方部会長

それでは三浦委員お願いいたします。

三浦委員

まず資料1の概要のところですが、温対法の制度の話になるかと思いますが、区域設定の効果というところで発電設備の固定資産税の軽減がありました。質問になりますが、これは市町村さんの税収になると思うので、軽減するということは、市町村にとってはマイナスになるわけですが、これは何か補填のようなものがあるのか質問です。

それと、除外区域に関して、資料3のP5に農地関係が出てきておりますが、農地の部分については国のマニュアルでは考慮だったものが、山形県の場合は除外ということで厳しめに扱われている理由と、本間委員からも

ありましたが、全体の規模感みたいなものがちょっと分かりにくい。私も分からない部分があるのですが、最初の農用地区域の農地は、県内における該当状況で約12万ヘクタールという農地の全てになるのかなという感じがするわけですが、その下の第1種農地、甲種農地、これがどれぐらいの面積になるのかということも規模感がつかめるように出させていただきたい。第1種農地については、農水省あたりも、荒廃農地、再生利用困難な荒廃農地等は太陽光発電設置可能というような見解を示されていたらと思うので、そういった観点をどう考えていらっしゃるのかも、教えていただければと思います。

それと、考慮対象の中で出てきていたかと思いますが、資料4の最後のページで「緑の回廊」が考慮対象事項に入っていますが、僕も林野庁さんがどういう御見解なのか分からないですけども、考慮で良いのかどうかという確認もいただければと思います。

それともう一つは眺望や景観の部分ですが、ここも除外と考慮の両方にまたがっていたと思いますが、除外区域のところではいきますと、市町村さんが指定される有形文化財については県内の該当状況が出ておらず、どのぐらいあるものなのか規模イメージが分からないので、こちら辺も分かるようにしていただきたい。考慮のところだと、重要文化的景観とか、景観形成重点地域とか出てくるわけですけども、こういったものがどの程度指定されているのか分からないので、今日すぐには出てこないかもしれませんが、その辺も見せていただかないとなかなか判断がつかないというのが今日の感想です。

國方部会長

それでは、県の方から御回答お願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局（カーボ  
ンニュートラル・GX  
戦略主査）

最初の御質問ですが、固定資産税の減免措置に関しましては、普通交付税措置がなされるということで、減免した分が市町村に普通交付税でバックされるというような措置があります。

次の農地に関しまして、甲種農地や第1種農地は、農地法上、優良農地という位置づけになっておりまして、こちらに関しては、環境省においてこの基準を作る際のマニュアルを出しているのですが、そのマニュアルにおきましても、そこは慎重に判断してくださいねという趣旨となっております。農山漁村再エネ法でも同様の考え方をとっておりまして、ここは十分に農業委員会の意見を聞かなければいけないですとか、そういったところになっておりますので、かなり制限の大きな区域ということで、今回除外と考えております。おっしゃるように、第1種農地に関して、荒廃農地には例外措置がありますが、一旦転用するなどして、第一種を外してということが流れ的には考えられるのかなと思っております。それと、甲種農地や第1種農地の広さ、規模感に関しましては、我々も調べは続けてきたところではあります、なかなか収集が難しい部分もありまして、ここは引き続き確認してまいりたいと考えております。

次に、眺望、景観の部分について、市町村の有形文化財の数・位置につ

	<p>きましても引き続き確認してまいりたいと思っております。景観形成地区に関しても、資料の形で皆様に改めて御提示できればと思っております。</p>
國方部会長	<p>三浦委員いかがですか。</p>
三浦委員	<p>ありがとうございます。農地についてですが、今の説明がはっきり分りにくかったのですが、もちろん慎重にということはあるにせよ、国マニュアルは考慮で、考慮も慎重の一つかなと思いますが、今回の県基準では除外にされているのですよね。これは農林部局にも聞きながらということは、もう既に聞かれてこういう結論出されたということなのか、今後聞きながら検討していきたいということなのか、どちらですか。</p>
事務局（カーボンニュートラル・GX戦略主査）	<p>こちらに関しては、農林部局から既に意見を聴取しております。国マニュアルでは、第一種や第二種とか関係なく、農地に関しては考慮事項となっております。そのうち農用地農地ですとか、甲種、第1種に関しましては、その中でも慎重な取扱いが必要というような趣旨でマニュアルに触れているところでございます。</p>
三浦委員	<p>慎重な取扱いということ、除外として扱おうと決められたということですか。</p>
事務局（カーボンニュートラル・GX戦略主査）	<p>あとは他県状況も踏まえて、今回の素案を作成したところでございます。</p>
三浦委員	<p>今日の除外扱いという提案について、面積規模の情報が集まっていないということでしたけれども、その情報がないと、良い悪いの判断もできないので、まず情報をいただきたいと思います。</p>
國方部会長	<p>ありがとうございます。それでは特別委員の東北経済産業局様、お願いいたします。</p>
東北経済産業局	<p>特に質問、意見等はありません。地域共生が図られた上での再エネの促進に繋がるということで期待をしているところです。</p>
國方部会長	<p>ありがとうございます。それでは特別委員の東北地方環境事務所様、お願いいたします。</p>
東北地方環境事務所	<p>私からは質問ではなくて、2点コメントしたいと思います。  まず1点目ですが、山形県の基準を策定するということで、県内での地域との合意形成や自然との共生を図りながら、再生可能エネルギーの導入が進むということが期待できるので、良い試みだと考えております。  それから2点目について、今後の話になりますが、市町村の支援、具体的には、今回策定される県基準を活用した促進区域を各市町村が設定して</p>

<p>國方部会長</p>	<p>いくと思いますが、そういったものの支援、それから省エネも含めた脱炭素の取組みそのものの支援についても、県として積極的に取り組んでいただくことを期待しております。</p> <p>ありがとうございます。私からは、委員の皆様からも大変貴重な御意見、御質問ありましたので述べるほどではないのですが、いわばこの話は、促進と規制とのバランスをどこで取るかという非常に難しい部分を考えているところだと思います。やはり促進はしなければいけないというのは、もうこれは委員の皆様共通の認識だと思っています。しかし一方で、景観、自然環境、動物そういうものを考えると、やはりきちんと規制しなければいけない点もあり、そのバランスをどのようにとっていくかということで、まだきちんと分からない範囲もありますが、概ね妥当な方向で検討は進んでいるのかなと思っています。あとは今日、委員の皆様から出ました御質問、御意見を参考に、もう少し煮詰めるところは煮詰めていただければ良いかと思います。それが私としての考えです。</p> <p>本当に色々な御意見、御質問をいただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、本日の議事は終了させていただきたいと思えます。先に事務局から説明がありましたとおり、書面でも意見照会を行うということですので、追加で御意見等がありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。円滑な議事進行に御協力ありがとうございました。</p>
--------------	---

—議事終了—

(5) その他

事務局から今後の環境計画管理部会のスケジュールについて説明

(6) 閉 会

議事録署名人 部会長 國 方 敬 司

委 員 今 村 哲 史

委 員 大 場 宏 利